

仕 様 書

以下、千葉市社会福祉協議会を発注者、契約締結業者を受注者とする。

- 1 受注者は、下記業務を行うものとする。
 - (1) クリームサンドビスケット、アルファ米及び非常用飲料水を調達し、発注者が指定する数量ごとに仕分け、納入期限までに発注者が指定する場所に納入する。
 - (2) 納入期限は、令和6年1月31日（水）までとする。
 - (3) 納入場所及び納入数量は、別紙「R5年度子どもルーム防災備蓄品」のとおりとする。

なお、納入開始の1週間前までに、納入日程を発注者に報告すること。
 - (4) その他、詳細については、発注者、受注者協議の上、行うものとする。

- 2 クリームサンドビスケットの仕様は下記のとおりとする。
 - (1) 参考商品
江崎グリコ株式会社【保存用ビスコ（コンパクトタイプ）】
※本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議を要する。
 - (2) 内容量
1袋 60g 以上
 - (3) 発注数量
1箱 60外袋入り 170箱
 - (4) 包装等
 - ① 包装形態
5枚を一組として内袋に封入し、この内袋3組を脱酸素剤とともに配布可能な外袋に真空パックしていること。また、この外袋のみで賞味品質5年間保持可能なこと。
 - ② 形状寸法
概ね W70×H130mm 程度とする。
 - ③ 表示
品名、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者、標準栄養成分表を記載すること。
 - (5) 梱包等
 - ① 梱包形態
製品 60袋を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。
 - ② 形状寸法
概ね L310×W450×H180mm 程度とする。
 - (6) 品質保証等
 - ① 常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。
 - ② 製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。
 - ③ 品質保証期間内において、千葉市社会福祉協議会の要請があった場合は備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、

概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要がある特別の事態が生じた場合は、千葉市社会福祉協議会は成分分析を要請出来るものとする。)

- ④ 製造年月日については、納入期限から3か月以内のものを納入すること。
- ⑤ 原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。

3 アルファ米（白米）の仕様は下記のとおりとする。

(1) 参考商品

アルファ食品株式会社【安心米】

※本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議を要する。

(2) 内容量

1袋 100g 以上

(3) 発注数量

1, 530個

(4) 包装等

① 包装形態

アルミ蒸着ラミネートフィルム又はアルミ箔包材を使用したチャック付きスタンディングタイプの袋とし、この袋のみで賞味品質が5年間保持可能なこと。

② 形状寸法

概ね W160×H150mm 程度とする。

③ 表示

品名、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者、作り方、標準栄養成分表を記載すること。また、袋の内側又は外側に注水線を印刷表示してあること。

④ 低水分用脱酸素剤を封入してあること。

⑤ ポリエチレン製又はポリスチレン製スプーン1本が付属されていること。

(5) 梱包等

① 梱包内容

白米とする。

② 梱包形態

製品を外装用段ボール箱に収める。必要に応じて上部をテープ貼りとする。

③ 形状寸法

概ね L80×W210×H300mm 程度とする。

(6) 品質保証等

① 常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

② 特定原材料等28品目（えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・アーモンド）不使用の、アレルギー対応製品であること。

③ 製品納入時に、製造業者による同一品の品質保証書及び食品衛生法規記載の指定検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。

④ 品質保証期間内において、千葉市社会福祉協議会の要請があった場合は備蓄

品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること（なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要がある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。）。

- ⑤ 日本災害食学会による日本災害食認証を取得した製品であること。
- ⑥ 賞味期限については、納入期限から5年以上先のものを納入すること。
- ⑦ 原材料やコンタミネーションの情報を記載した書類を提出すること。

4 非常用飲料水の仕様は下記のとおりとする。

(1) 参考商品

- ① 日本ミネラルウォーター株式会社【非常用5年保存水】
- ② 株式会社秩父源流水【災害・非常用5年保存水】

※本仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議を要する。

(2) 内容量

1本 2,000 ml以上

(3) 発注数量

2000 ml×6本入り/箱 384箱

(4) 梱包等

① 梱包形態

ペットボトル入り製品6本を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

② 形状寸法

概ね L220×W280×H320mm 程度とする。

③ 表示

品名、内容量、賞味期限、製造業者を記載すること。

(5) 品質保証等

- ① 常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。
- ② 製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び公的検査機関による保存試験成績証明書を提出すること。
- ③ 品質保証期間内において、千葉市社会福祉協議会の要請があった場合は備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績証明書を提出すること。なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要がある特別の事態が生じた場合は、千葉市社会福祉協議会は成分分析を要請出来るものとする。
- ④ 製造年月日については、納入期限から3か月以内のものを納入すること。